

令和 9 年度
学 生 募 集 要 項
(一般選抜)
看 護 学 科



和歌山県立高等看護学院

〒649-6604 和歌山県紀の川市西野山505-1
電話 (0736) 75-6280

当学院が求める学生〈アドミッションポリシー〉

1. 看護師になりたいという強い意志がある人
2. 自己も他者も大切にできる人
3. 自己の経験を客観的に振り返ることができる人
4. あらゆることに柔軟に対応しようとする人
5. 自らの健康に興味をもち自己管理できる人
6. 人と助け合って目標に向かっていける人

1 募集人員 50 人（学校推薦型選抜の募集人員 30 人程度を含む）

2 修業年限 3 年

3 出願資格

出願できるものは、以下のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和 9 年 3 月卒業見込みの者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）及び令和 9 年 3 月修了見込みの者
 - (3) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及び令和 9 年 3 月末までにこれに該当する見込みの者
- * 上記出願資格（3）に該当する者で、同条第 7 号の規定により出願しようとする者は、入学願書提出前に「個別の入学資格審査」を受ける必要がある。

4 入学願書受付期間

令和 8 年 12 月 8 日（火）から 12 月 14 日（月）（締切日消印有効）までに郵送（書留郵便）により提出すること。

5 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「入学願書」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

- (1) 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙）
- (2) 写真 1 枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦 60mm×横 40mm）で願書提出期限前 3 か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

- (3) 卒業証明書等（見込みで受験する者は、卒業後に提出すること）

ア 高等学校を卒業した者は、その卒業証明書

イ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 5 号に該当する者は、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証明書

ウ 高等専門学校（修業年限 5 年）を 3 年で修了した者は、その修了証明書
エ 上記以外の者で、学校教育法第 90 条第 1 項に該当する者にあつては、それを証明する書類

* 証明書と現在の姓が異なる場合は、改姓したことが分かる書類（戸籍抄本等）をあわせて提出すること。

(4) 調査書

文部科学省所定の様式により在学又は出身高等学校の学校長が作成し、厳封したもの（調査書を発行できない場合は、その旨を学校長が証明したもの）

上記（3）卒業証明書等 イに該当する者は合格成績証明書

(5) 受験票送付用定形封筒（長形 3 号 120 mm×235 mm）1 枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手（定形・一般書留料金 計 590 円）を貼付すること。

(6) 入学考查手数料

入学願書に入学考查手数料として、5,500 円の和歌山県証紙（消印しないこと）を貼付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500 円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと）により納付することができる。この場合、入学願書に郵便為替を貼付しないこと。

(7) 個別の入学資格審査申請書

出願資格（3）に該当する者で、同条第 7 号の規定により出願しようとする者は、事前連絡の上、本学が指定する申請書類を令和 8 年 11 月 6 日（金）までに提出すること。

審査の結果、出願資格を認められた者は上記（1）～（6）を入学願書受付期間内に提出すること。

6 受験及び修学するうえで配慮が必要な者の事前相談

入学を志願する者で、配慮を必要とする者は出願前に相談を行うこと。

ただし、特別な配慮ができない場合があることに留意すること。

(1) 令和 8 年 11 月 6 日（金）までに、本学に連絡すること。

(2) 相談申し込み方法

受験相談申込書により申し込みをすること。

なお、必要な場合は、志願者・保護者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等に照会することがある。

(3) 提出書類

受験相談申込書（本学院所定用紙）

(4) その他

保健師助産師看護師法第 9 条、同法施行規則第 1 条を各自確認すること。

7 試験日時・科目及び試験会場

令和 9 年 1 月 14 日(木) 学科試験

午前 9 時 30 分から午後 3 時 25 分まで

現代の国語、英語コミュニケーション I (筆記のみ)、

数学 I、生物基礎

(平成 30 年文部科学省告示第 68 号の高等学校学習指導要領に基づく)

令和 9 年 1 月 15 日(金) 面接試験

午前 9 時 30 分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

8 合格発表

令和 9 年 1 月 25 日(月) 午前 10 時

和歌山県立高等看護学院ホームページに掲載する。

また、合格者には合格発表日に本人宛合格通知書を発送する。

9 入学試験結果の簡易開示

(1) 簡易開示を行う場所 和歌山県立高等看護学院

(2) 簡易開示を行う期間 合格発表の翌日から 1 か月間

土曜日、日曜日及び祝日を除く曜日の 9 時～17 時

(3) 簡易開示する内容 総合得点

(4) その他

ア 簡易開示に係る開示請求は本人に限って認めるものとし、本人確認は受験票の提示と願書の写真及び生年月日との照合とする。

イ 簡易開示の方法は口頭による伝達とし、電話での問い合わせには応じない。

10 注意事項

(1) 受理した提出書類は返却しない。

(2) 受験の際の宿泊施設は、あつせんしない。

(3) 可否に関する電話による問い合わせには応じない。

(4) 入学願書等は本学院ホームページからダウンロードすることができる。

郵送で請求する時は、返信用郵便切手を貼付した宛先明記の定形外封筒(角形 2 号 240 mm×332 mm)を同封すること。返信用郵便切手は、定形外封筒(270 円)の郵便料金であること。

(5) 前年度実施の入学選抜試験問題は、ホームページにて公開する。

※本学院ホームページの二次元コードは当要項裏面に掲載

入学手続等

1 入学手続

(1) 手続きは、令和 9 年 2 月 15 日（月）又は 2 月 16 日（火）に完了すること。

この期日に入学手続きを行わない者は、入学を許可しない。

(2) 入学手続きは、次のとおりとする。

ア 合格通知書及び誓約書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙）を提出すること。

イ 卒業見込みで受験した者は、令和 9 年 3 月 31 日（水）までに卒業証明書等（募集要項 5 提出書類（3））を提出すること。（3 月 31 日必着）

ウ 次項に掲げる入学金を納付すること。

2 入学金及び授業料

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）に基づく金額

(1) 入学金 22,000 円

(2) 授業料 年額 120,600 円

(3) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）の規定に基づき、認定を受けた者については、全額もしくは一部を減免することができる。

3 修学資金制度

県内の看護職員等の充足を図るため、本学院卒業後和歌山県内において看護師業務に従事しようとする学生（若干名）に対し、修学資金（令和 8 年度実績月額 30,000 円）を無利子で貸与する制度がある。卒業後一定の条件を充たせば貸与金の返還が免除される。ただし、貸与決定については、選考による。

交通機関の案内

◎和歌山県立高等看護学院

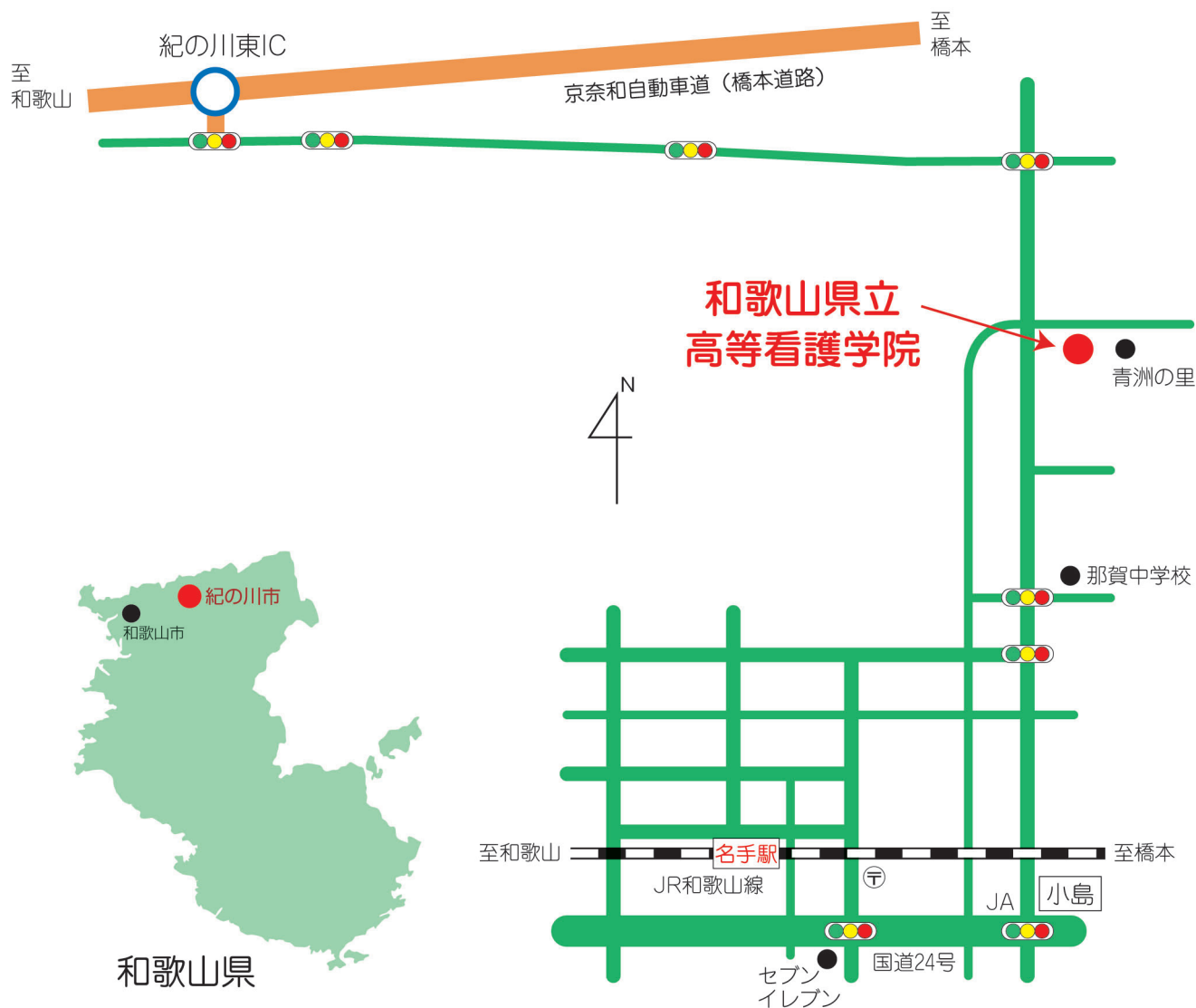
和歌山県紀の川市西野山 5 0 5 - 1

・公共交通機関利用の場合

JR和歌山線「名手」駅下車 徒歩15分

・車利用の場合

京奈和道「紀の川東IC」降りて 青洲の里方面へ約10分



問い合わせ先

ご不明な点については、下記に問い合わせ下さい。

和歌山県立高等看護学院 看護学科

〒649-6604 和歌山県紀の川市西野山 505-1

電話 (0736) 75-6280

